

亀山市告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成28年7月15日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 30101
- 3 路線名 和賀白川線
- 4 道路の区域

区 間		新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	
起 点	終 点			最小	最大
住山町字下古 野2番地先	住山町字うと う谷430番 18地先	新	700.00	最小	13.00
				最大	53.80